



三重県公報

令和7年3月28日 (金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
17	三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則	(長寿介護課)	2
18	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	2
19	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	(雇用対策課)	3
20	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企業誘致推進課)	3
21	建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築開発課)	13
22	三重県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	(同)	13
23	三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	14
24	三重県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	16
25	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(住宅政策課)	22
26	三重県会計規則の一部を改正する規則	(出納局)	23
	病院事業庁管理規程		
5	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	44

規 則

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十七号

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則（平成十年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(受験資格)</p> <p>第三条 試験は、第一号及び第二号の期間（受験願書提出の日から試験日前日までの期間を含む。）が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上である者（以下「受験資格者」という。）でなければ受けることができない。</p> <p>一 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士、<u>管理栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</u></p> <p>二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業</u>その他これらに準ずる事業の従事者</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第三条 試験は、第一号及び第二号の期間（受験願書提出の日から試験日前日までの期間を含む。）が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上である者（以下「受験資格者」という。）でなければ受けることができない。</p> <p>一 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p> <p>二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業</u>その他これらに準ずる事業の従事者</p>

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三条第二号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十八号

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第十一（第二十二条関係） 水の汚染状態を示す項目の排出基準は、次の表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。			別表第十一（第二十二条関係） 水の汚染状態を示す項目の排出基準は、次の表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。		
一〜十三	(略)	(略)	一〜十三	(略)	(略)
十四	大腸菌数（単位：1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均800	十四	大腸菌群数（単位：1立方センチメートルにつき個）	日間平均3000
備考（略）			備考（略）		

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十九号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則（昭和三十五年三重県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(条例第七条第一項第一号の規則で定める訓練科)				(条例第七条第一項第一号の規則で定める訓練科)			
第十八条 条例第七条第一項第一号の規則で定める普通課程の訓練科は、介護福祉士養成科、保育士養成科、栄養士養成科、製菓衛生師養成科及び調理師養成科とする。				第十八条 条例第七条第一項第一号の規則で定める普通課程の訓練科は、介護福祉士養成科、保育士養成科、 <u>栄養士養成科及び製菓衛生師養成科</u> とする。			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間
三重県立津高 等技術学校	普通課程	(略)	(略)	三重県立津高 等技術学校	普通課程	(略)	(略)
		製菓衛生師養成科	2年			製菓衛生師養成科	2年
	調理師養成科	1年	(略)		(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考（略）				備考（略）			

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(用語)
 第二条 (略)
 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 1 投下償却資産額 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第八号に掲げる資産の取得に要する費用の総額をいう。
 115八 (略)

別表第二 (第五条関係)

事業の種類	認定の基準
一 第四条第一号又は第四号又は業種に属する事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税に掲げる分野の滞納がないこと。 一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ (略) ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用の数が十人以上であること。 <u>ただし、中小企業者及び中堅企業者にあつては五人以上であること。</u> ハ～ホ (略) 二 (略)
二 第四条第一号又は第四号又は業種に属するもののうち、マザー工場の設置又は既に立地された施設等のマザー工場への転換を行う事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税に掲げる分野の滞納がないこと。 一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ (略) ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用の数が十人以上であること。 <u>ただし、中小企業者及び中堅企業者にあつては五人以上であること。</u> ハ～ホ (略) 二 (略)
三 第四条第一号又は第四号又は業種に属するものうち、スマート工場の設置又は既に立地され	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税に掲げる分野の滞納がないこと。 一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ (略) ロ 操業開始の日において、当該

(用語)
 第一条 (略)
 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 1 投下償却資産額 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第八号に掲げる資産の取得に要する費用の総額をいう。
 115八 (略)

別表第二 (第五条関係)

事業の種類	認定の基準
一 第四条第一号又は第四号又は業種に属する事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税に掲げる分野の滞納がないこと。 一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ (略) ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用の数が十人以上であること。 ハ～ホ (略) 二 (略)
二 第四条第一号又は第四号又は業種に属するものうち、マザー工場の設置又は既に立地された施設等のマザー工場への転換を行う事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税に掲げる分野の滞納がないこと。 一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ (略) ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用の数が十人以上であること。 ハ～ホ (略) 二 (略)
三 第四条第一号又は第四号又は業種に属するものうち、スマート工場の設置又は既に立地され	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税に掲げる分野の滞納がないこと。 一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ (略) ロ 操業開始の日において、当該

<p>た施設等のスマート工場への転換を行う事業</p>	<p>操業に伴って増加する常用雇用の数が十人以上であること。 <u>ただし、中小企業者及び中堅企業者にあつては五人以上であること。</u> ハ～ホ (略) 二 (略)</p>	<p>た施設等のスマート工場への転換を行う事業</p>	<p>操業に伴って増加する常用雇用の数が十人以上であること。 ハ～ホ (略) 二 (略)</p>
<p>四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>四 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五 第四条第一号又は第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、外資系企業が行う事業</p>	<p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ (略) ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用の数が十人以上であること。 <u>ただし、中小企業者及び中堅企業者にあつては五人以上であること。</u> ハ～ヘ (略) 二・三 (略)</p>	<p>五 第四条第一号又は第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、外資系企業が行う事業</p>	<p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ (略) ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用の数が十人以上であること。 ハ～ヘ (略) 二・三 (略)</p>
<p>六 第四条第一号又は第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、県南部地域で行う事業</p>	<p>一 県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 イ 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 (1) (略) (2) 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用の数が五人以上であること。<u>ただし、中小企業者及び中堅企業者にあつては三人以上であること。</u> (3)～(5) (略) ロ (略) 二 県南部地域のうち伊勢市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 イ 計画認定時において新規立地</p>	<p>六 第四条第一号又は第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、県南部地域で行う事業</p>	<p>一 県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 イ 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 (1) (略) (2) 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用の数が五人以上であること。 (3)～(5) (略) ロ (略) 二 県南部地域のうち伊勢市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 イ 計画認定時において新規立地</p>

	<p>企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。<u>ただし、中小企業者及び中堅企業者にあつては三人以上であること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>ロ (略)</p>		<p>企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>ロ (略)</p>
<p>七 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>七 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>八 第四条各号に掲げる分野又は業種に属するもののうち、<u>県内に本社を置く企業若しくは本社機能の移転及び拡充を行う事業又は県内に本社を置く企業(地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の二第一項の規定により、同項第二号に掲げる事業に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業に限る。)</u>が本社機能の強化を行う事業</p>	<p>立地計画について次に掲げる基準を全て満たすとともに、立地企業において<u>県税の滞納がないこと。</u></p> <p>一 当該移転に伴って増加する常用雇用者(本社機能部門において従事する者に限る。)の数が五人(計画認定時において<u>中小企業者及び中堅企業者</u>である場合)にあつては、一人)以上であること。</p> <p>二 (略)</p>		<p>八 第四条各号に掲げる分野又は業種に属するもののうち、<u>県内に本社を置く企業若しくは本社機能の移転及び拡充を行う事業又は県内に本社を置く企業(地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の二第一項の規定により、同項第二号に掲げる事業に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業に限る。)</u>が本社機能の強化を行う事業</p>
<p>九 第四条第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、<u>情報通信産業の事業所の立地にかかる事業</u></p>	<p>立地計画について次に掲げる基準を全て満たすとともに、立地企業において<u>県税の滞納がないこと。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上(<u>中小企業者及び中堅企業者</u>にあつては三人以上)であること。ただし、<u>県南部地域に</u></p>		<p>九 第四条第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、<u>情報通信産業の立地にかかる事業</u></p>

	<p>あつては三人以上（中小企業者及び中堅企業者にあつては二人以上）であること。</p> <p>三・四 （略）</p>		<p>三・四 （略）</p>
<p>十 第四条第四号に掲げる分野又は業種に属するものうち、情報通信産業のデータセンターの立地にかかる事業</p>	<p>立地計画について次に掲げる基準を全号に掲げる分野又は業種に属するものうち、情報通信産業のデータセンターの立地にかかる事業</p> <p>で満たすとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 立地企業がデータセンターを設置する事業であること。</p> <p>二 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が十億円以上であること。</p> <p>三 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が三人以上（中小企業者及び中堅企業者にあつては二人以上）であること。ただし、県南部地域にあつては二人以上（中小企業者及び中堅企業者にあつては一人以上）であること。</p> <p>四 操業開始の日から三年を経過する日までの間、三に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>五 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p>		

備考

- 一 「新規立地企業」とは、産業分類における事業所の定義のうち、工場及び製作所を県内に有していない企業をいう（別表第三において同じ。）。
 - 二 「県内操業企業」とは、産業分類における事業所の定義のうち、工場及び製作所を県内に一以上有する企業をいう（別表第三において同じ。）。
 - 三 「マザー工場」とは、製品の設計、開発、試作等の機能や他の工場への技術指導、支援等の機能を有する工場その他これに類する施設をいう（別表第三において同じ。）。
 - 四 「スマート工場」とは、施設内の生産に関する主要な設備をネットワーク環境に繋げることで生産活動に係る情報を収集及び蓄積し、高度な情報解析技術等を用いて蓄積された情報の分析、制御等を行うことにより生産性の向上、高付加価値化等を図る工場その他これに類する施設をいう（別表第三において同じ。）。
 - 五 「外資系企業」とは、次に掲げる企業をいう（別表第三において同じ。）。
- イ・ロ （略）
- 六 「本社機能」とは、経営の意思決定、経営資源の管理、各種の業務を統括する部門及びこれらに類するものをいう（別表第三において同じ。）。

備考

- 一 「新規立地企業」とは、産業分類における事業所の定義のうち、工場及び製作所を県内に有していない企業をいう。
 - 二 「県内操業企業」とは、産業分類における事業所の定義のうち、工場及び製作所を県内に一以上有する企業をいう。
 - 三 「マザー工場」とは、製品の設計、開発、試作等の機能や他の工場への技術指導、支援等の機能を有する工場その他これに類する施設をいう。
 - 四 「スマート工場」とは、施設内の生産に関する主要な設備をネットワーク環境に繋げることで生産活動に係る情報を収集及び蓄積し、高度な情報解析技術等を用いて蓄積された情報の分析、制御等を行うことにより生産性の向上、高付加価値化等を図る工場その他これに類する施設をいう。
 - 五 「外資系企業」とは、次に掲げる企業をいう。
- イ・ロ （略）
- 六 「本社機能」とは、経営の意思決定、経営資源の管理、各種の業務を統括する部門及びこれらに類するものをいう。

- 七 「中小企業者」とは、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十三項に規定する者をいう（別表第三において同じ。）。
- 八 「中堅企業者」とは、産業競争力強化法第二条第二十四項に規定する者をいう（別表第三において同じ。）。
- 九 「情報通信産業」とは、産業分類（中分類）における情報サービス業をいう（別表第三において同じ。）。
- 十 「データセンター」とは、コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設をいう（別表第三において同じ。）。

別表第三（第八条関係）

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一 成長産業立地補助金	一 (略) 二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ～ハ (略) ニ 最初の操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が五人以上であること。 <u>ただし、中小企業者及び中堅企業者にあつては三人以上であること。</u> ホ・ヘ (略)	(略) 認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特認める場合は、当該認め期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び最初の操業開始の日から三年を経過する日又は当該立地計画の期間終了時点のいずれか早い時期（以下「増加常用雇用量確認時期」という。）において、立地計画の対象である事業所（以下「対象事業所」という。）における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあつては、当該立地計画に基づいて増加した常用雇用者の数から五を減じた数（ただし、中小企業者及び中堅企業者にあつては三を減じた数）に次の各号に掲げる

- 七 「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定するものをいう。

- 八 「情報通信産業」とは、産業分類（中分類）における情報サービス業をいう。

別表第三（第八条関係）

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一 成長産業立地補助金	一 (略) 二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ～ハ (略) ニ 最初の操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が五人以上であること。 ホ・ヘ (略)	(略) 認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特認める場合は、当該認め期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び最初の操業開始の日から三年を経過する日又は当該立地計画の期間終了時点のいずれか早い時期（以下「増加常用雇用量確認時期」という。）において、立地計画の対象である事業所（以下「対象事業所」という。）における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあつては、当該立地計画に基づいて増加した常用雇用者の数から五を減じた数に次の各号に掲げる額を乗じて得た額（た

		区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)
	三 (略)	(略)
二 マザ	一 (略)	(略)
一 工場型拠点立地補助金	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ～ハ (略) ニ 最初の操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が五人以上であること。 <u>ただし、中小企業者及び中堅企業者にあつては三人以上であること。</u> ホ・ヘ (略)	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特に認める場合は、当該認められた期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇業者数確認時期において、対象事業所における常用雇業者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあつては、当該立地計画に基づいて増加した常用雇業者の数から五を減じた数（ただし、中小企業者及び中堅企業者にあつては三を減じた数）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)
	三 (略)	(略)
三・四 (略)	(略)	(略)
五 外資系企業アジア拠点立	一 (略)	(略)
	二 計画認定時において県内操業企業であり、次の	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定

		だし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)
	三 (略)	(略)
二 マザ	一 (略)	(略)
一 工場型拠点立地補助金	二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ～ハ (略) ニ 最初の操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用の数が五人以上であること。 ホ・ヘ (略)	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特に認める場合は、当該認められた期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇業者数確認時期において、対象事業所における常用雇業者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあつては、当該立地計画に基づいて増加した常用雇業者の数から五を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。 一・二 (略)
	三 (略)	(略)
三・四 (略)	(略)	(略)
五 外資系企業アジア拠点立	一 (略)	(略)
	二 計画認定時において県内操業企業であり、次の	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定

地補助金	に掲げる要件を全て満たすこと。 イ～ハ (略) ニ 最初の操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇	の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特
	に認める場合は、当該認め	る期間において取得した投下償却資産額を含む。）
	用者の数が五人以上であること。 <u>ただし、中小企業者及び中堅企業者</u>	に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇
	<u>者数確認時期において、対象事業所における常用雇</u>	用者について、知事が別に定める要件を満たす場合に
	<u>人</u> 以上であること。	あっては、当該立地計画に基づいて増加した常用
	ホ・ヘ (略)	雇用者の数から五を減じた数（ただし、中小企業者及び中堅企業者にあっては三を減じた数）に次の各
		号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。
		一・二 (略)
	三・四 (略)	(略)
六 地域資源活用型産業等立地補助金	一 (略)	(略)
	二 計画認定時において県内企業であり、次に掲げる要件を	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五
	年）以内に新たに取得した	投下償却資産額（知事が特
	に認める場合は、当該認め	る期間において取得した
	加した常用雇	用者の数が三
	人以上であること。 <u>ただし、中小企業者及び中堅企業者</u>	に百分の十五を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用
	<u>者数確認時期におい</u>	ては、五億円）及び増加常用
		雇用者数確認時期におい

地補助金	に掲げる要件を全て満たすこと。 イ～ハ (略) ニ 最初の操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇	の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に新たに取得した投下償却資産額（知事が特
	に認める場合は、当該認め	る期間において取得した投下償却資産額を含む。）
	用者の数が五人以上であること。	に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇
	<u>者数確認時期において、対象事業所における常用雇</u>	用者について、知事が別に定める要件を満たす場合に
	あっては、当該立地計画に基づいて増加した常用	雇用者の数から五を減じた数に次の各号に掲げる
	ホ・ヘ (略)	区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。
		一・二 (略)
	三・四 (略)	(略)
六 地域資源活用型産業等立地補助金	一 (略)	(略)
	二 計画認定時において県内企業であり、次に掲げる要件を	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五
	年）以内に新たに取得した	投下償却資産額（知事が特
	に認める場合は、当該認め	る期間において取得した
	加した常用雇	用者の数が三
	人以上であること。 <u>ただし、中小企業者及び中堅企業者</u>	に百分の十五を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用
	<u>者数確認時期におい</u>	ては、五億円）及び増加常用
		雇用者数確認時期におい

<p>にあつては二 人以上である こと。 ホ・ヘ (略)</p>	<p>て、対象事業所における常 用雇用者について、知事が 別に定める要件を満たす 場合にあつては、当該立地 計画に基づいて増加した 常用雇用者の数から三を 減じた数(ただし、中小企 業者及び中堅企業者にあ つては二を減じた数)に次 の各号に掲げる区分に応 じ、それぞれ当該各号に掲 げる額を乗じて得た額(た だし、乗じて得た額が五千 万円を超えるときは、五千 万円)を合算した額とす る。 一・二 (略)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>四 計画認定時に おいて県内操業 企業であり、次 に掲げる要件を 全て満たすこ と。 イ～ハ (略) ニ 最初の操業 開始の日にお いて、当該操 業に伴って増 加した常用雇 用者の数が三 人以上である こと。ただし、 中小企業者及 び中堅企業者 にあつては二 人以上である こと。 ホ・ヘ (略)</p>	<p>認定企業の立地に要する 経費に対して交付するも のとし、その額は計画認定 の日から六年(計画認定の 日から五年以内に県内障 害者雇用率を達成しない 立地企業にあつては、五 年)以内に新たに取得した 投下償却資産額(知事が特 に認める場合は、当該認め る期間において取得した 投下償却資産額を含む。)に 百分の十五を乗じて得 た額(ただし、乗じて得た 額が五億円を超えるとき は、五億円)及び増加常用 雇用者数確認時期におい て、対象事業所における常 用雇用者について、知事が 別に定める要件を満たす 場合にあつては、当該立地 計画に基づいて増加した 常用雇用者の数から三を 減じた数(ただし、中小企 業者及び中堅企業者にあ つては二を減じた数)に次 の各号に掲げる区分に応 じ、それぞれ当該各号に掲 げる額を乗じて得た額(た だし、乗じて得た額が五千 万円を超えるときは、五千 万円)を合算した額とす る。</p>

<p>ホ・ヘ (略)</p>	<p>て、対象事業所における常 用雇用者について、知事が 別に定める要件を満たす 場合にあつては、当該立地 計画に基づいて増加した 常用雇用者の数から三を 減じた数に次の各号に掲 げる区分に応じ、それぞれ 当該各号に掲げる額を乗 じて得た額(ただし、乗じ て得た額が五千万円を超 えるときは、五千万円)を 合算した額とする。 一・二 (略)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>四 計画認定時に おいて県内操業 企業であり、次 に掲げる要件を 全て満たすこ と。 イ～ハ (略) ニ 最初の操業 開始の日にお いて、当該操 業に伴って増 加した常用雇 用者の数が三 人以上である こと。 ホ・ヘ (略)</p>	<p>認定企業の立地に要する 経費に対して交付するも のとし、その額は計画認定 の日から六年(計画認定の 日から五年以内に県内障 害者雇用率を達成しない 立地企業にあつては、五 年)以内に新たに取得した 投下償却資産額(知事が特 に認める場合は、当該認め る期間において取得した 投下償却資産額を含む。)に 百分の十五を乗じて得 た額(ただし、乗じて得た 額が五億円を超えるとき は、五億円)及び増加常用 雇用者数確認時期におい て、対象事業所における常 用雇用者について、知事が 別に定める要件を満たす 場合にあつては、当該立地 計画に基づいて増加した 常用雇用者の数から三を 減じた数に次の各号に掲 げる区分に応じ、それぞれ 当該各号に掲げる額を乗 じて得た額(ただし、乗じ て得た額が五千万円を超 えるときは、五千万円)を 合算した額とする。</p>

		る。 一・二 (略)
	五 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)	(略)
九 情報 通信産 業立地 補助金 (オフ イス)	(略)	(略)
十 情報 通信産 業立地 補助金 (デー タセン ター)	次に掲げる要件を 全て満たすこと。 二 別表第二第 十号の項下欄 に掲げる基準 を全て満たし ていること。 三 操業開始の 日から三年を 経過する日ま での間、前号 に掲げる要件 を引き続き満 たしているこ と。 三 立地計画に ついて、令和 十一年三月三 十一日までに 条例第四条第 三項の認定を 受けているこ と。	認定企業の立地に要する 経費に対して交付するも のとし、その額は、計画認 定の日(知事が特に認める 場合にあつては、当該認め てから操業開始の日ま でに取得した投下償却資 産額に百分の十(ただし、 県南部地域にあつては百 分の十五)を乗じて得た額 とする。ただし、当該乗じ て得た額が五億円を超え るときは、五億円とする。

備考

二～三 (略)

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の三重県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に認定を受け
た三重県企業立地促進条例(平成十五年三重県条例第一号)第四条第一項の規定による立地計画(以下の項
において単に「立地計画」という。)についても適用し、同日前に認定を受けた立地計画については、なお従前
の例による。

		一・二 (略)
	五 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)	(略)
九 情報 通信産 業立地 補助金	(略)	(略)

備考

- 「新規立地企業」とは、産業分類における事業所
の定義のうち、工場及び製作所を県内に有していな
い企業をいう。
- 「県内操業企業」とは、産業分類における事業所
の定義のうち、工場及び製作所を県内に一以上有す
る企業をいう。

三～五 (略)

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十一号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年三重県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録事項)</p> <p>第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 氏名</p> <p>三～六 (略)</p> <p>(登録状況等の報告)</p> <p>第十一条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第十一条の九において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第十一条の九 (略)</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法</p> <p>(閲覧手続)</p> <p>第三十一条 閲覧所において建築士名簿等を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、職業その他必要な事項を記入しなければならない。</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 氏名、生年月日及び性別</p> <p>三～六 (略)</p> <p>(登録状況等の報告)</p> <p>第十一条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 磁気ディスク、シート・ダイ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第十一条の九 (略)</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法</p> <p>(閲覧手続)</p> <p>第三十一条 建築士名簿等を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、職業その他必要な事項を記入しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十一条の六及び第十一条の九の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十二号

三重県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

三重県宅地建物取引業法施行細則（昭和四十四年三重県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（閲覧所の設置）</p> <p>第三条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「省令」という。）<u>第五条第一項</u>の規定により、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を三重県県土整備部内に置く。</p>	<p style="text-align: center;">（閲覧所の設置）</p> <p>第三条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「省令」という。）<u>第五条の二第一項</u>の規定により、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を三重県県土整備部内に置く。</p>

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十三号

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十五年三重県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">図書の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請をする場合であって、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するとき（同項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合を除く。）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	図書の種類	（略）	（略）	<p>法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請をする場合であって、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するとき（同項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合を除く。）</p>	<p>建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">図書の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請をする場合であって、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	図書の種類	（略）	（略）	<p>法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請をする場合であって、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）</p>	<p>建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p>
区分	図書の種類												
（略）	（略）												
<p>法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請をする場合であって、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するとき（同項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合を除く。）</p>	<p>建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p>												
区分	図書の種類												
（略）	（略）												
<p>法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請をする場合であって、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）</p>	<p>建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p>												

様式第一号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

（ 級）建築士 （ ）登録第 号
氏 名

確認者 （ 級）建築士事務所 （ ）知事登録第 号
所在地
名 称

(※) } 工事施工者の名称
建設業許可（ ）第 号
主任（監理）技術者の氏名

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部 位、材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適の場合 には、その内容）
躯体の外皮性能				
空気調和設備（住 宅にあつては暖 冷房設備）				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
エネルギー利用 効率化設備				
再生可能エネル ギー利用設備				
その他低炭素化 に資する措置				

(※) 欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。

(規格A4)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている確認書は、この規則による改正後の三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に基づいて提出された確認書とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十四号

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成二十八年三重県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 (略)	第一章の二 (略)
	第一章の三 建築物の建築に関する届出等（第三條の七）
第三章 (略)	第二章 (略)
	第三章 建築物エネルギー消費性能に係る認定等（第十三條―第十七條）
附則	附則
(書類の提出)	(書類の提出)
第三條 法、省令又はこの規則の規定により、知事に提出する計画書、申請書、報告書、申出書及び届書は、当該計画、申請、報告、申出及び届出に係る建築物の敷地の所在地を所管区域とする建築主事が属する建設事務所の長を経由して提出するものとする。	第三條 法、省令又はこの規則の規定により、知事に提出する計画書（写しを含む。）、申請書、報告書、申出書及び届出書は、当該計画、申請、報告、申出及び届出に係る建築物の敷地の所在地を所管区域とする建築主事が属する建設事務所の長を経由して提出するものとする。
第二章 (略)	第一章の二 (略)
(建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書)	(知事が定める図書)
第三條の二	第三條の二 省令第一条第一項の知事が必要と認める図書は、別表第一の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。
省令第三條第一項の表の(イ)項に掲げる付近見取図は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。	2 省令第一条第一項の表の(イ)項に掲げる付近見取図は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。
(軽微変更該当証明の交付申請)	3 省令第一条第三項に規定する知事が不要と認める図書は、別表第一の二の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。
	(軽微変更該当証明の交付申請)

<p>第三条の三 省令第十三条の規定により軽微な変更に関する軽微な変更に関する書類の交付を求めている者は、軽微変更該当証明申請書（様式第一号）の正本及び副本に、それぞれ省令第三条第一項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えて知事に提出するものとする。</p>	<p>第三条の三 省令第十一条の規定により軽微な変更に関する書類の交付を求めている者は、軽微変更該当証明申請書（様式第一号）の正本及び副本に、それぞれ省令第一条第一項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えて知事に提出するものとする。</p>
<p>2 知事は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、省令第五条に規定する軽微な変更に関する書類を添えていると認める場合は、軽微変更該当証明書（様式第一号の二）を交付するものとする。 （取下げ）</p>	<p>2 知事は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、省令第三条に規定する軽微な変更に関する書類を添えていると認める場合は、軽微変更該当証明書（様式第一号の二）を交付するものとする。 （取下げ）</p>
<p>第三条の四 法第十一条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは省令第十三条の規定により軽微な変更に関する書類の交付を求めていることを証する書類の交付を求めている申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第一号の三）により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。 （記載事項等の変更）</p>	<p>第三条の四 法第十二条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは省令第十一条の規定により軽微な変更に関する書類の交付を求めている申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第一号の三）により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。 （記載事項等の変更）</p>
<p>第三条の五 建築主は、省令第六条第一項第一号の規定による適合判定通知書又は第三条の三第二項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項等変更届（様式第一号の四）により知事に届け出なければならない。</p>	<p>第三条の五 建築主は、省令第四条第一項第一号の規定による適合判定通知書又は第三条の三第二項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項等変更届（様式第一号の四）により知事に届け出なければならない。</p>
<p>第三条の六 前三条の規定は、知事が法第十四条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。</p>	<p>第三条の六 前三条の規定は、知事が法第十五条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。</p>
<p>第三章 （略） （知事が別に定める機関による審査）</p>	<p>第一章の三 建築物の建築に関する届出等 （届出書に添付する図書） 第二章 （略） （知事が別に定める機関による審査）</p>
<p>第四条 法第二十九条第一項の規定による認定の申請又は法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、知事が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。 （知事が定める図書）</p>	<p>第三条の七 省令第十二条第一項の表の（イ）項又は省令第十三条の二第三項の表に掲げる付近見取図は、都市計画法第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の程度の図面とする。 第二章 （略） （知事が別に定める機関による審査）</p>
<p>第五条 省令第二十条第一項又は省令第二十三条第二項第一号の知事が必要と認める図書は、別表第一の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</p> <p>2 省令第二十条第一項の表の（イ）項に掲げる付近見</p>	<p>第五条 省令第二十三条第一項又は省令第二十四条の三第二項第一号の知事が必要と認める図書は、別表第一の三の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</p> <p>2 省令第二十三条第一項の表の（イ）項に掲げる付近</p>

<p>取図は、都市計画法第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。</p> <p>3 省令第二十條第三項に規定する知事が不要と認める図書は、別表第二の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</p> <p>(工事を取りやめる旨の申出)</p> <p>第七條 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、工事を取りやめる旨の申出書(様式第三号)に省令第二十四條第二項の通知書(法第三十一條第一項の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第二十七條において準用する省令第二十四條第二項の通知書)を添えて、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第八條 法第二十九條第一項又は法第三十一條第一項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届(様式第四号)により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第九條 認定建築主は、省令第二十五條に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(様式第五号)により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p>(認定しない旨の通知)</p> <p>第十條 知事は、法第二十九條第一項又は法第三十一條第一項の規定による認定の申請に係る計画が法第三十條第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(様式第六号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第十一條 知事は、法第三十三條の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書(様式第七号)により行うものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第十二條 知事は、法第三十四條の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消し通知書(様式第八号)により当該認定建築主に通知するものとする。</p>	<p>見取図は、都市計画法第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。</p> <p>3 省令第二十三條第三項に規定する知事が不要と認める図書は、別表第二の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</p> <p>(工事を取りやめる旨の申出)</p> <p>第七條 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、工事を取りやめる旨の申出書(様式第三号)に省令第二十五條第二項の通知書(法第三十六條第一項の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第二十八條において準用する省令第二十五條第二項の通知書)を添えて、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第八條 法第三十四條第一項又は法第三十六條第一項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届(様式第四号)により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第九條 認定建築主は、省令第二十六條に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(様式第五号)により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p>(認定しない旨の通知)</p> <p>第十條 知事は、法第三十四條第一項又は法第三十六條第一項の規定による認定の申請に係る計画が法第三十五條第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(様式第六号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第十一條 知事は、法第三十八條の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書(様式第七号)により行うものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第十二條 知事は、法第三十九條の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消し通知書(様式第八号)により当該認定建築主に通知するものとする。</p> <p>第三章 建築物エネルギー消費性能に係る認定等</p> <p>(知事が別に定める機関による審査)</p> <p>第十三條 法第四十一條第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、知事が別に定める機関により、申請に係る建築物が法第二條第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。</p>
--	--

(知事が定める図書)	
第十四条	省令第三十条第一項の知事が必要と認める図書は、別表第三の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。
2	省令第三十条第一項の規定により提出しなければならない省令第一条第一項の表の(イ)項に掲げる付近取図は、都市計画法第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。
3	省令第三十条第三項に規定する知事が不要と認める図書は、別表第二の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。
(申請の取下げ)	
第十五条	法第四十一条第一項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届(様式第四号)により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。
(認定しない旨の通知)	
第十六条	知事は、法第四十一条第一項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(様式第六号)により申請者に通知するものとする。
(認定の取消し)	
第十七条	知事は、法第四十二条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消し通知書(様式第八号)により当該基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。
別表第1(第3条の2関係)	
区分	図書の種類
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であって、当該建築物が一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度(以下「BELS」という。)に基づく評価書の交付を受けた場合(建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。)	BELSに基づく評価書の写し
別表第1の2(第3条の2関係)	
区分	図書の種類
別表第1の図書の種類に掲げるBELSに基づく評価書の写しを添付する場合	省令第一条第一項の表の(イ)項に掲げる各種計算書(BELSに基づく評価書で評価を受けた住宅部分に限る。)
別表第1の3(第5条関係)	

別表第1(第5条関係)

区分	図書の種類
第 4 条の規定により審査を受け、知事が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合	当該機関により交付された適合証の写し
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第 30 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	設計住宅性能評価書の写し
B E L S に基づく評価書の交付を受けた場合（法第 30 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）	B E L S に基づく評価書の写し
(略)	(略)
法第 30 条第 2 項（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申請を出をする場合であって、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するとき（同項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合を除く。）	建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し

別表第 2（第 5 条関係）

(略)

区分	図書の種類
第 4 条の規定により審査を受け、知事が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合	当該機関により交付された適合証の写し
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第 35 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	設計住宅性能評価書の写し
B E L S に基づく評価書の交付を受けた場合（法第 35 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）	B E L S に基づく評価書の写し
(略)	(略)
法第 35 条第 2 項（法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申請を出をする場合であって、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）	建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し

別表第 2（第 5 条、第 14 条関係）

(略)

別表第 3（第 14 条関係）

区分	図書の種類
第 13 条の規定により審査を受け、知事が別に定める機関により申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合	当該機関により交付された適合証の写し
申請に係る建築物が、法第 35 条第 1 項に基づく建築物	性能向上計画認定に係る省令第 25 条第 2 項の通知書の

エネルギー消費性能向上計画の認定（以下この表において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合	写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この表において単に「検査済証」という。）の写し
申請に係る建築物が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定を受けた場合	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
申請に係る建築物が、住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	建設住宅性能評価書の写し
BELSに基づく評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）	BELSに基づく評価書の写し
申請に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合	当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

様式第一号中「第11条」を「第13条」とし、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を「同規則第3条」を「同規則第5条」とする。

様式第二号中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条」とする。

様式第三号中「第12条第1項」を「第11条第1項」とする。

様式第四号中「、第15条」を「第34条第1項、第36条第1項、第41条第1項、第29条第1項、第31条第1項、第35条第2項」とする。

「第30条第2項」とする。

様式第五号中「第26条」を「第25条」とする。

様式第六号中「、第16条」を「第35条第1項、第36条第1項、第41条第2項、第30条第1項、第31条第1項」とする。

様式第七号中「第38条」を「第33条」とする。

様式第八号中「、第17条」を「第35条第1項、第41条第1項、第30条第1項」とし、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準適合認定建築物」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」とし、「第39条、第42条」とする。

「第34条」とし、「又は基準適合認定建築物の所有者」を「第39条、第42条」とする。

「第34条」とし、「又は基準適合認定建築物の所有者」を「第39条、第42条」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の三重県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十五号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二十一年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事が必要と認める図書)</p> <p>第三条 省令第二条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 法第六条第二項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であつて当該申出に係る長期優良住宅建築等計画(法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するとき(同項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合を除く。)は、同法第十八条の二第一項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p> <p>十 (略)</p>	<p>(知事が必要と認める図書)</p> <p>第三条 省令第二条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 建築をしようとする住宅が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項に規定する確認を受ける必要がある場合にあつては、確認済証の写し(法第十八条第一項の規定による申請をする場合を除く。)</p> <p>十 法第六条第二項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であつて当該申出に係る長期優良住宅建築等計画(法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)が建築基準法第六条の三第一項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき(同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。)は、同法第十八条の二第一項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p> <p>十一 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準)</p> <p>第五条 法第六条第一項第三号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準)</p> <p>第五条 法第六条第一項第三号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p>

<p>五 建築基準法第六十九条に規定する建築協定の区域のうち知事が指定する区域にあつては、当該申請に係る住宅が、当該建築協定に適合すること。</p> <p>六 (略)</p>	<p>五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十九条に規定する建築協定の区域のうち知事が指定する区域にあつては、当該申請に係る住宅が、当該建築協定に適合すること。</p> <p>六 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三 重 県 規 則 第 二 十 六 号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則(平成十八年三重県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する知事が定める歳入等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一 十五 (略)</p> <p>十六 <u>その他知事が特に必要と認めるもの</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(公金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する知事が定める歳入等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一 十五 (略)</p> <p>3 (略)</p>

第六号様式(その一)から第六号様式(その十)までを次のように改める。

第6号様式（その1）（第13条、第16条、第17条、第45条関係）

（表）

<p style="text-align: center;">三重県 納入通知書</p> <p>（郵便番号） （住所） （氏名）</p> <p style="text-align: right;">金額 納期限 年 月 日</p> <p>※裏面の注意書きをお読みください。</p>	<p style="text-align: center;">三重県 指定金融機関等取納簿</p> <p>口座番号 加入者名 金額 納期限 私込氏名等 所属名 区分 番号</p> <p>三 重 県</p> <p>年 月 日</p> <p>納付日付印</p> <p>（収納取扱店保管）</p>	<p style="text-align: center;">三重県 納入通知書</p> <p>加入者名 口座番号 金額 納期限 所属名 区分 番号</p> <p>三 重 県</p> <p>年 月 日</p> <p>納付日付印</p> <p>（三重県又はコンビニ本部寄保管）</p> <p>取納代行会社 株式会社 NNTTデータ</p> <p>上記の金額を収納しました。 三重県会計管理 （出納自庫） 指定金融機関 百五銀行</p> <p>※バーコードがないものや、バーコードが読み取れない場合、金額訂正した場合はコンビニエンスストア及びスマートフォンのアプリでは納付できません。</p> <p>ここから上を切り離して、金融機関等にお持ちください。</p>
<p>切り取らな... 金融機関等にお出しください。</p> <p>※ゆうちょ銀行では取扱できません。</p> <p>納 入 通 知 書 兼 領 収 書 裏 面 の 注 意 書 き（抜粋）</p> <p>◎ 納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>◎ 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。</p> <p>※ゆうちょ銀行では納付できません。</p> <p>（県内取扱先） 都市銀行（りそな銀行を除く）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫（県外取扱先） 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>◎ 「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。</p> <p>◎ バーコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。</p>	<p>切り取らな... 金融機関等にお出しください。</p> <p>※ゆうちょ銀行では取扱できません。</p> <p>納 入 通 知 書 兼 領 収 書 裏 面 の 注 意 書 き（抜粋）</p> <p>◎ 納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>◎ 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。</p> <p>※ゆうちょ銀行では納付できません。</p> <p>（県内取扱先） 都市銀行（りそな銀行を除く）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫（県外取扱先） 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>◎ 「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。</p> <p>◎ バーコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。</p>	<p>切り取らな... 金融機関等にお出しください。</p> <p>※ゆうちょ銀行では取扱できません。</p> <p>納 入 通 知 書 兼 領 収 書 裏 面 の 注 意 書 き（抜粋）</p> <p>◎ 納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>◎ 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。</p> <p>※ゆうちょ銀行では納付できません。</p> <p>（県内取扱先） 都市銀行（りそな銀行を除く）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫（県外取扱先） 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>◎ 「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。</p> <p>◎ バーコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。</p>

（規格A4横）

(裏)

<p>◎ご注意</p> <p>1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さず、納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>2 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行 (りそな銀行を除く)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、 三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、 桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行 (新宮支店)、 新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。</p>		<p>4 表面の「CVS取納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。</p> <p>(コンビニエンスストア)</p> <p>セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスベシヤルパートナーションショップ ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店</p> <p>(スマートフォンアプリ)</p> <p>PayB モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。</p>

(規格A 4横)

第6号様式（その2）（第16条、第17条、第45条関係）

（表）

<p>*** 三重県 収納済通知書 歳入</p> <p>加入者 三重県 金額</p> <p>収納機関番号 口座番号 納付番号 納付区分</p> <p>年度 会計 出納 番号 子算 節 節 節</p> <p>***</p> <p>納付目的</p> <p>私人名義等</p> <p>所属名</p> <p>C V S 収納用</p> <p>上記の金額を収納しました。 三重県会計管理 （出納自庫帳 指定金融機関 百五銀行）</p> <p>収納代行会社 株式会社NTTデータ 本部寄保管 （三重県又は三重県ニ 本部寄保管）</p> <p>バーコードがないものや、バーコードが読み取れない場合、金額訂正した場合はコンビニエンスストア及びスマートフォンのアプリでは納付できません。</p> <p>ここから上を切り離して、金融機関等にお持ちください。</p>	<p>指定金融機関 国等取納簿</p> <p>三重県 歳入</p> <p>口座番号 金額</p> <p>加入者名 三重県</p> <p>金額</p> <p>私人名義等</p> <p>所属名</p> <p>区分 年度 会計 出納 番号 子算 節 節 節</p> <p>納付日付印</p> <p>（収納金取扱店保管）</p> <p>収納代行会社 株式会社NTTデータ</p>	<p>三重県 納付書兼領収書 歳入</p> <p>（郵便番号）</p> <p>（住所）</p> <p>（氏名）</p> <p>金額</p> <p>所属名</p> <p>納付目的</p> <p>上記のとおり納付します。</p> <p>年 月 日</p> <p>領収日付印</p> <p>上記の金額を納収しました。 三重県指定金融機関等</p> <p>領収日付印</p> <p>区分 年度 会計 出納 番号 子算 節 節 節</p> <p>領収者保管</p> <p>（納入者保管）</p> <p>収納代行会社 株式会社NTTデータ</p>
<p>切り取らないで金融機関等にお出しください。</p>	<p>切り取らないで金融機関等にお出しください。</p>	<p>納付書兼領収書裏面の注意書き（抜粋）</p> <p>◎ 納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>◎ 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。</p> <p>（県内取扱先） 都市銀行（りそな銀行を除く）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 （県外取扱先） 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、 みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、 紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 ◎ 「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書をお返しください。 ◎ バーコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。</p>

（規格A4横）

(裏)

<p>◎ご注意</p> <p>1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>2 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行 (りそな銀行を除く)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、 三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、 桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行(新宮支店)、 新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しくください。</p>		<p>4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほか、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。</p> <p>(コンビニエンスストア) セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキベシヤルパートナーションショップ ヤマザキデイリーストア ミニストップ ホプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMTK設置店</p> <p>(スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ</p> <p>※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。</p>

(規格A4横)

第6号様式(その3)(第16条、第17条、第23条、第45条、第92条関係)

(表)

③										
(字体)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
<input type="checkbox"/> 歳入 <input type="checkbox"/> 歳出 <input type="checkbox"/> 外現金										
三重県 納付書兼領収書										
(債務者) 住所										
氏名 様										
ID	自治体コード		年度		会計	出納機関				
11	024									
区	分	所属コード		納付書区分						
決議番号		予算		短縮コード						
金額 □,□□□,□□□,□□□ 円										
所属名										
納付目的										
上記の金額を納付します。										
年 月 日										
上記の金額を領収しました。										
領収日付印										
三重県指定金融機関等										
(取扱店→指定金融機関等)										
②										
(字体)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
<input type="checkbox"/> 歳入 <input type="checkbox"/> 歳出 <input type="checkbox"/> 外現金										
三重県 指定金融機関等収納票										
(債務者) 住所										
氏名 様										
ID	自治体コード		年度		会計	出納機関				
11	024									
区	分	所属コード		納付書区分						
決議番号		予算		短縮コード						
金額 □,□□□,□□□,□□□ 円										
所属名										
納付目的										
上記のとおり収納してください。										
年 月 日										
領収日付印										
(取扱店保管)										

(縦223mm×横100mm)

備考 3枚複写とすること。

(裏)

ご 注 意

- 1 記入要領
 - ・字体見本にしたがってワク内に黒色ボールペンで記入してください。
 - ・金額の先頭には、¥等を記入しないでください。
- 2 納付されるときは、この書類の各片を切り離さず、納付場所へ提出してください。納付後は領収書をお受け取りください。

3 納付場所

三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関

県内取扱先

都市銀行（りそな銀行を除く）、
 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫

県外取扱先

百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店

(縦223mm×横100mm)

第6号様式（その4）（第21条関係）

（表）

<p>三重県 現金取納票兼領収書 歳入</p> <p>（会計管理者（出納員）） （氏名）</p> <p>金額 受入日 年 月 日</p> <p>所屬名</p> <p>納付目的</p> <p>上記のとおり払い込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p>領収日付印</p> <p>上記の金額を領収しました。 三重県指定金融機関等</p> <p>領収日付印</p> <p>取納代行会社 株式会社 藤NTTデータ</p> <p>区分 年度 会計 出納 所属 番号 予算 節節 節 節</p> <p><収入印紙不要></p>		<p>三重県 指定金融機関 歳入</p> <p>口座番号 *****</p> <p>加入者名 三重県 *****</p> <p>金額 *****</p> <p>受入日 年 月 日</p> <p>私達人氏名等</p> <p>所屬名</p> <p>区分 年度 会計 出納 所属 節節 節節</p> <p>領収日付印</p> <p>取納代行会社 株式会社 藤NTTデータ</p> <p>（取納金取扱店保管）</p>		<p>三重県 取納済通知書 歳入</p> <p>加入者 三重県 *****</p> <p>金額 *****</p> <p>取納期間 *****</p> <p>口座番号 *****</p> <p>加入者名 *****</p> <p>領収番号 *****</p> <p>納付区分 *****</p> <p>受入日 年 月 日</p> <p>区分 年度 会計 出納 所属 節節 節節 節節</p> <p>領収日付印</p> <p>上記の金額を 収納しました。 三重県会計管理 者（出納員）様 指定金融機関 百五銀行</p> <p>取納代行会社 株式会社 藤NTTデータ 本部寄保管 （三重県又はコンビニ 本部寄保管）</p> <p>取納代行会社 株式会社 藤NTTデータ</p> <p>バーコードがないものや、バーコードが読み取れない場合、金額訂正した場合はコンビニエンスストア及びスマートフォンのアプリでは納付できません。</p> <p>ここから上を切り離して、金融機関等にお持ちください。</p>	
---	--	--	--	---	--

（規格A 4横）

(裏)

<p>◎ご注意</p> <p>1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>2 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行 (りそな銀行を除く。)、地方銀行、第二地方銀行、 信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、 三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、 桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行 (新宮支店)、 新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しくください。</p>		<p>4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほか、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。</p> <p>(コンビニエンスストア) セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店</p> <p>(スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。</p>

(規格A4横)

(裏)

ご 注 意

1 記入要領

- ・字体見本にしたがってワク内に黒色ボールペンで記入してください。
- ・金額の先頭には、¥等を記入しなさい。

2 納付されるときは、この書類の各片を切り離さず、納付場所へ提出してください。納付後は領収書をお受け取りください。

3 納付場所

三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関

県内取扱先

- 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫

県外取扱先

- 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店

(縦223mm×横100mm)

第 6 号様式 (その 6) (第 23 条、第 47 条、第 50 条関係)

(表)

<p>三重県 戻入済通知書 蔵出</p> <p>加入者名 三重県 口座番号</p> <p>返納金額</p> <p>返納期限</p> <p>年月日</p>		<p>三重県 返納金戻入通知書兼領収書 蔵出</p> <p>(郵便番号)</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名)</p> <p>返納金額</p> <p>返納期限</p> <p>年月日</p> <p>裏面の注意書きをお読みください。</p>	
<p>納付目的</p> <p>払込氏名等</p> <p>所属名</p> <p>納付金額</p> <p>返納期限</p> <p>年月日</p> <p>上記の金額を御収しました。 三重県指定金融機関等</p>		<p>納付目的</p> <p>払込氏名等</p> <p>所属名</p> <p>納付金額</p> <p>返納期限</p> <p>年月日</p> <p>上記の金額を御収しました。 三重県指定金融機関等</p>	
<p>納付先</p> <p>所属名</p> <p>納付金額</p> <p>返納期限</p> <p>年月日</p> <p>上記の金額を御収しました。 三重県指定金融機関等</p>		<p>納付先</p> <p>所属名</p> <p>納付金額</p> <p>返納期限</p> <p>年月日</p> <p>上記の金額を御収しました。 三重県指定金融機関等</p>	
<p>納付先</p> <p>所属名</p> <p>納付金額</p> <p>返納期限</p> <p>年月日</p> <p>上記の金額を御収しました。 三重県指定金融機関等</p>		<p>納付先</p> <p>所属名</p> <p>納付金額</p> <p>返納期限</p> <p>年月日</p> <p>上記の金額を御収しました。 三重県指定金融機関等</p>	

(規格 A 4 横)

(裏)

<p>◎ご注意</p> <p>1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>2 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行 (りそな銀行を除く。)、地方銀行、第二地方銀行、 信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、 三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、 桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行 (新宮支店)、 新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。</p>		<p>4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。</p> <p>(コンビニエンスストア) セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシヤルパートナーション ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MIMK設置店</p> <p>(スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。</p>

(規格A4横)

(裏)

<p>◎ご注意</p> <p>1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>2 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行 (りそな銀行を除く。)、地方銀行、第二地方銀行、 信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、 三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、 桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行 (新宮支店)、 新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。</p>		<p>4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。</p> <p>(コンビニエンスストア) セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシヤルパートナーションョップ ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MIMK設置店</p> <p>(スマートフォンアプリ) Pay B セパイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。</p>

(規格A4横)

(裏)

<p>◎ご注意</p> <p>1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>2 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行 (りそな銀行を除く。)、地方銀行、第二地方銀行、 信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、 三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、 桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行 (新宮支店)、 新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。</p>		<p>4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。</p> <p>(コンビニエンスストア) セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスベシヤルパートナーション ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MIMK設置店</p> <p>(スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。</p>

(規格A4横)

第6号様式（その9）（第92条関係）

（表）

<p>*** 三重県 収納通知書（保管会計） 外現金</p> <p>加入者名 口座番号 納付番号 金額 確認番号 納付区分</p> <p>*** 三重県 *** 三重県 *** 三重県 *** 三重県 ***</p> <p>収納機番 納付機番 出納番号 金額 納付区分</p> <p>*** 三重県 *** 三重県 *** 三重県 *** 三重県 ***</p>		<p>指印金融機関 外現金</p> <p>指印番号 三重県</p> <p>加入者名 金額</p> <p>私記入氏名等</p> <p>所属名</p> <p>納付目的</p> <p>年度 出納番号 金額 納付区分</p> <p>納付機番 納付機番 出納番号 金額 納付区分</p> <p>*** 三重県 *** 三重県 *** 三重県 *** 三重県 ***</p>	
<p>*** 三重県 納付書兼領収書（保管会計） 外現金</p> <p>（郵便番号）</p> <p>（住所）</p> <p>（氏名）</p> <p>金額</p> <p>所属名</p> <p>納付目的</p> <p>上記の金額も領収しました。 三重県指定金融機関等</p> <p>領収日付印</p> <p>年 月 日</p> <p>上記のとおり納付します。</p> <p>領収日付印</p> <p>区分 年度 会計 出納 所属 番号 短縮 番号 細部</p> <p>収納代行会社 株式会社 NNTTデータ</p> <p>（納入者係管）</p>		<p>切り取らないで金融機関等にお出しください。ゆうちょ銀行では取扱できません。</p> <p>（領内取扱先）</p> <p>都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 （県外取扱先）</p> <p>百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、 みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、 紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 ◎ 「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。 ◎ バルコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。</p>	

（規格A4横）

(裏)

<p>◎ご注意</p> <p>1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>2 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行 (りそな銀行を除く。)、地方銀行、第二地方銀行、 信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、 三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、 桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行 (新宮支店)、 新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。</p>		<p>4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。</p> <p>(コンビニエンスストア) セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシヤルパートナーションョップ ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MIMK設置店</p> <p>(スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。</p>

(規格A4横)

第6号様式（その10）（第92条関係）

（表）

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">三重県</td> <td style="text-align: center;">三重県</td> <td style="text-align: center;">外現金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指図金融機関 振替用紙振替</td> <td style="text-align: center;">現金</td> <td style="text-align: center;">現金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口座番号 *****</td> <td style="text-align: center;">加入者名 *****</td> <td style="text-align: center;">金額 *****</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加入者名 *****</td> <td style="text-align: center;">額 *****</td> <td style="text-align: center;">領認 番号 *****</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金 額 *****</td> <td style="text-align: center;">受入日 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">納付 区分 *****</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受入日 年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">受入日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">私 人 氏 名 等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">納 付 目 的</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">領 収 日 付 印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※ 切り取らないで金融機関等にお出しください。ゆうちょ銀行では取扱できません。</p>	三重県	三重県	外現金	指図金融機関 振替用紙振替	現金	現金	口座番号 *****	加入者名 *****	金額 *****	加入者名 *****	額 *****	領認 番号 *****	金 額 *****	受入日 年 月 日	納付 区分 *****	受入日 年 月 日	受入日 年 月 日		私 人 氏 名 等			納 付 目 的			年 月 日			領 収 日 付 印			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">三重県</td> <td style="text-align: center;">三重県</td> <td style="text-align: center;">外現金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指図金融機関 振替用紙振替</td> <td style="text-align: center;">現金</td> <td style="text-align: center;">現金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口座番号 *****</td> <td style="text-align: center;">加入者名 *****</td> <td style="text-align: center;">金額 *****</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加入者名 *****</td> <td style="text-align: center;">額 *****</td> <td style="text-align: center;">領認 番号 *****</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金 額 *****</td> <td style="text-align: center;">受入日 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">納付 区分 *****</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受入日 年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">受入日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">私 人 氏 名 等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">納 付 目 的</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">領 収 日 付 印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※ 切り取らないで金融機関等にお出しください。ゆうちょ銀行では取扱できません。</p>	三重県	三重県	外現金	指図金融機関 振替用紙振替	現金	現金	口座番号 *****	加入者名 *****	金額 *****	加入者名 *****	額 *****	領認 番号 *****	金 額 *****	受入日 年 月 日	納付 区分 *****	受入日 年 月 日	受入日 年 月 日		私 人 氏 名 等			納 付 目 的			年 月 日			領 収 日 付 印			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">三重県</td> <td style="text-align: center;">三重県</td> <td style="text-align: center;">外現金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指図金融機関 振替用紙振替</td> <td style="text-align: center;">現金</td> <td style="text-align: center;">現金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口座番号 *****</td> <td style="text-align: center;">加入者名 *****</td> <td style="text-align: center;">金額 *****</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加入者名 *****</td> <td style="text-align: center;">額 *****</td> <td style="text-align: center;">領認 番号 *****</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金 額 *****</td> <td style="text-align: center;">受入日 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">納付 区分 *****</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受入日 年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">受入日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">私 人 氏 名 等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">納 付 目 的</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">領 収 日 付 印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※ 切り取らないで金融機関等にお出しください。ゆうちょ銀行では取扱できません。</p>	三重県	三重県	外現金	指図金融機関 振替用紙振替	現金	現金	口座番号 *****	加入者名 *****	金額 *****	加入者名 *****	額 *****	領認 番号 *****	金 額 *****	受入日 年 月 日	納付 区分 *****	受入日 年 月 日	受入日 年 月 日		私 人 氏 名 等			納 付 目 的			年 月 日			領 収 日 付 印		
三重県	三重県	外現金																																																																																										
指図金融機関 振替用紙振替	現金	現金																																																																																										
口座番号 *****	加入者名 *****	金額 *****																																																																																										
加入者名 *****	額 *****	領認 番号 *****																																																																																										
金 額 *****	受入日 年 月 日	納付 区分 *****																																																																																										
受入日 年 月 日	受入日 年 月 日																																																																																											
私 人 氏 名 等																																																																																												
納 付 目 的																																																																																												
年 月 日																																																																																												
領 収 日 付 印																																																																																												
三重県	三重県	外現金																																																																																										
指図金融機関 振替用紙振替	現金	現金																																																																																										
口座番号 *****	加入者名 *****	金額 *****																																																																																										
加入者名 *****	額 *****	領認 番号 *****																																																																																										
金 額 *****	受入日 年 月 日	納付 区分 *****																																																																																										
受入日 年 月 日	受入日 年 月 日																																																																																											
私 人 氏 名 等																																																																																												
納 付 目 的																																																																																												
年 月 日																																																																																												
領 収 日 付 印																																																																																												
三重県	三重県	外現金																																																																																										
指図金融機関 振替用紙振替	現金	現金																																																																																										
口座番号 *****	加入者名 *****	金額 *****																																																																																										
加入者名 *****	額 *****	領認 番号 *****																																																																																										
金 額 *****	受入日 年 月 日	納付 区分 *****																																																																																										
受入日 年 月 日	受入日 年 月 日																																																																																											
私 人 氏 名 等																																																																																												
納 付 目 的																																																																																												
年 月 日																																																																																												
領 収 日 付 印																																																																																												
<p style="text-align: center;">現金収納票兼領収書（保管会計）</p> <p style="text-align: center;">(会計管理者（出納員）) (氏名)</p> <p style="text-align: center;">金額</p> <p style="text-align: center;">所属名</p> <p style="text-align: center;">納付目的</p> <p style="text-align: center;">上記の金額も領収しました。 三重県指定金融機関等</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">〈収入印紙不要〉 (納入者保留)</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">取納代行会社 株式会社 NNTTデータ</p>	<p style="text-align: center;">現金収納票兼領収書（保管会計）</p> <p style="text-align: center;">(会計管理者（出納員）) (氏名)</p> <p style="text-align: center;">金額</p> <p style="text-align: center;">所属名</p> <p style="text-align: center;">納付目的</p> <p style="text-align: center;">上記の金額も領収しました。 三重県指定金融機関等</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">〈収入印紙不要〉 (納入者保留)</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">取納代行会社 株式会社 NNTTデータ</p>	<p style="text-align: center;">現金収納票兼領収書（保管会計）</p> <p style="text-align: center;">(会計管理者（出納員）) (氏名)</p> <p style="text-align: center;">金額</p> <p style="text-align: center;">所属名</p> <p style="text-align: center;">納付目的</p> <p style="text-align: center;">上記の金額も領収しました。 三重県指定金融機関等</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">〈収入印紙不要〉 (納入者保留)</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">取納代行会社 株式会社 NNTTデータ</p>																																																																																										
<p style="font-size: small;">※ 納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p style="font-size: small;">※ 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。</p> <p style="font-size: small;">(県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三都野銀行本支店、 みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、 紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 ◎ 「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書をお返し ください。</p> <p style="font-size: small;">◎ バルコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。</p>	<p style="font-size: small;">※ 納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p style="font-size: small;">※ 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。</p> <p style="font-size: small;">(県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三都野銀行本支店、 みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、 紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 ◎ 「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書をお返し ください。</p> <p style="font-size: small;">◎ バルコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。</p>	<p style="font-size: small;">※ 納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p style="font-size: small;">※ 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。</p> <p style="font-size: small;">(県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三都野銀行本支店、 みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、 紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 ◎ 「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書をお返し ください。</p> <p style="font-size: small;">◎ バルコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。</p>																																																																																										

(規格A4横)

(裏)

<p>◎ご注意</p> <p>1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。</p> <p>2 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行 (りそな銀行を除く。)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行 (新宮支店)、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店</p> <p>3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しくください。</p>		<p>4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかにも、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。</p> <p>(コンビニエンスストア) セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店</p> <p>(スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。</p>

(規格A4横)

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県会計規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第五号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 (第6条関係)			別表第1 (第6条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10 予防接種料	1件につき		10 予防接種料	1件につき	
イ 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定によるもの			イ 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定によるもの		
(イ)～(ツ) (略)		(略)	(イ)～(ツ) (略)		(略)
<u>(ツ) 带状疱疹</u>		21,000	(ハ) <u>带状疱疹</u>		21,000
ロ その他のもの			ロ その他のもの		
(イ)・(ロ) (略)		(略)	(イ)・(ロ) (略)		(略)
(ハ) (略)		(略)	(ニ) (略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
